

保 存 期 間 3 0 年

通達乙県セ第757号

令和 8 年 8 月 21 日

本 部 内 各 部 課 長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

茨城県警察サブマスコット等取扱要領の一部改正について

茨城県警察サブマスコット等（以下「サブマスコット等」という。）については、茨城県警察サブマスコット等取扱要領の制定について（令和5年9月1日付け通達乙県セ第648号別添）に基づき運用しているところであるが、この度、茨城県警察サブマスコット（以下「サブマスコット」という。）にキャラクターを追加したことから、所属職員に周知徹底の上、今後の警察活動に当たり、適正かつ効果的な活用に努められたい。

なお、茨城県警察サブマスコット等取扱要領の制定について（令和5年9月1日付け通達乙県セ第648号）は、廃止する。

記

主な改正点

茨城県警察サブマスコットにキャラクターを追加した。

別添

茨城県警察サブマスコット等取扱要領

1 制定の趣旨

人々の働き方や少子高齢化等人口構造の変化、国際化の進展、社会活動のオンライン化など、社会情勢が大きく変化する中、各種警察活動に対する県民の理解と協力を得るとともに、警察と県民が力を合わせともに取り組むためには、適切な警察広報の一層の推進が重要となる。

このため、県民の警察に対する更なるイメージアップを図ることを目的として、優しさと愛らしさを併せ持ち、ソフトなイメージでより県民に親しまれ、愛される茨城県警察をアピールできる茨城県警察サブマスコット（以下「サブマスコット」という。）に加え、各所属の業務や所管する地域の特性を踏まえて、県民に親しまれ、各所属の取組をアピールすることのできる、各所属で作成するマスコット（以下「所属マスコット」という。）について、必要な事項を定める。

2 サブマスコット

(1) 愛称

サブマスコットの愛称は、「こひばりくん」、「こひばりちゃん」、「ヒバリさん」及び「あんこう部長」とする。

(2) サブマスコットの主旨

サブマスコット「こひばりくん」及び「こひばりちゃん」は、茨城県警察シンボルマスコット「ひばりくん」（以下「シンボルマスコット」という。）の相勤者として制定したものであり、シンボルマスコットと同様に、茨城県の鳥である「ひばり」を擬人化したもので、県民全てに愛される優しさとかわいらしさをイメージし、「県民に愛される警察」を表象するものである。

サブマスコット「ヒバリさん」は、シンボルマスコットの同僚として制定したものであり、シンボルマスコットと同様に、茨城県の鳥である「ひばり」を擬人化したもので、変化する社会に柔軟に対応し、「県民に寄り添う警察」を表象するものである。

サブマスコット「あんこう部長」は、シンボルマスコットの上司として制定したものであり、茨城県にゆかりのある魚「あんこう」を擬人化したもので、多様化する脅威から県民を守り、「県民から頼られる力強い警察」を表象するものである。

(3) 規格

サブマスコットの規格は、別図 1、別図 2、別図 3 及び別図 4 のとおりとする。

なお、基本図形等を変形して使用する場合は、別図 5 の展開図のとおりとする。

3 所属マスコット

(1) 作成及び申請

ア 所属長は、1 の趣旨に基づき、所属マスコットを作成することができる。

イ 所属長は、所属マスコットを作成するときは、愛称、主旨及び規格を定め、所属マスコット申請書（別記様式第 1 号）により、警務部県民安心センター長（以下「県民安心センター長」という。）を経由して警務部長の承認を得ることとする。

(2) 承認

(1)の申請を受けた警務部長は、当該申請を承認又は不承認とすることについて、県民安心センター長を経由して所属マスコット承認通知書（別記様式第 2 号）により当該所属長に通知する。

なお、不承認とする場合は、理由を付してその旨を通知する。

4 使用基準

サブマスコット及び所属マスコット（以下「サブマスコット等」という。）は、平素の警察活動を始め、地域安全運動、交通安全運動等の警察が主催する各種行事、県民と交流する機会等において、各種広報媒体に表示するなどして有効かつ適正に使用する。

5 使用方法

サブマスコット等は、次に掲げる物品、文書等に使用することができる。

- (1) 広報資料（ポスター、チラシ、パンフレット、各種広報紙等）
- (2) 各種事務用品（名刺、封筒、鉛筆、ボールペン、下敷き等）
- (3) 啓発品（ステッカー、ポケットティッシュ、うちわ等）
- (4) 看板類（懸垂幕、横断幕、プラカード、立て看板等）
- (5) 記念品（ネクタイピン、バッジ等）
- (6) その他各種警察活動に対する、県民の理解と協力を得るために有効と認められるもの

6 仕様変更の申請

所属長は、サブマスコット等の規格及び使用基準（以下「仕様」という。）を変

更しようとするときは、事前にサブマスコット等仕様変更申請書（別記様式第3号）により、県民安心センター長に申請し、仕様変更の可否について協議することとする。

7 留意事項

- (1) 使用及び作成に当たっては、茨城県警察の品位を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 特定の団体や個人の宣伝その他不当な目的で利用されないようにすること。
- (3) 呼出状等の文書、法令の規定による様式等職権を行使するための文書等には使用しないこと。

別図 1

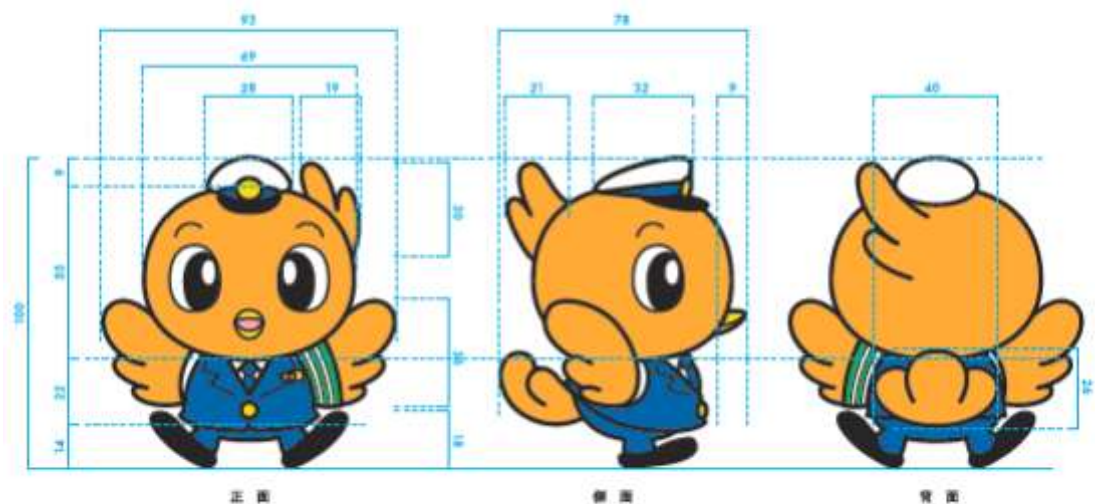
「こひばりくん」基本図形



別図 1 の 2

「こひばりくん」基本図形 (断章付)

比率 ※断章は全長を 100 とした場合の比率を表す。



別図 1 の 3

「こひばりくん」色調



別図 1 の 4

「こひばりくん」清刷り



別図 1 の 5

「こひばりくん」立体図



別図 2

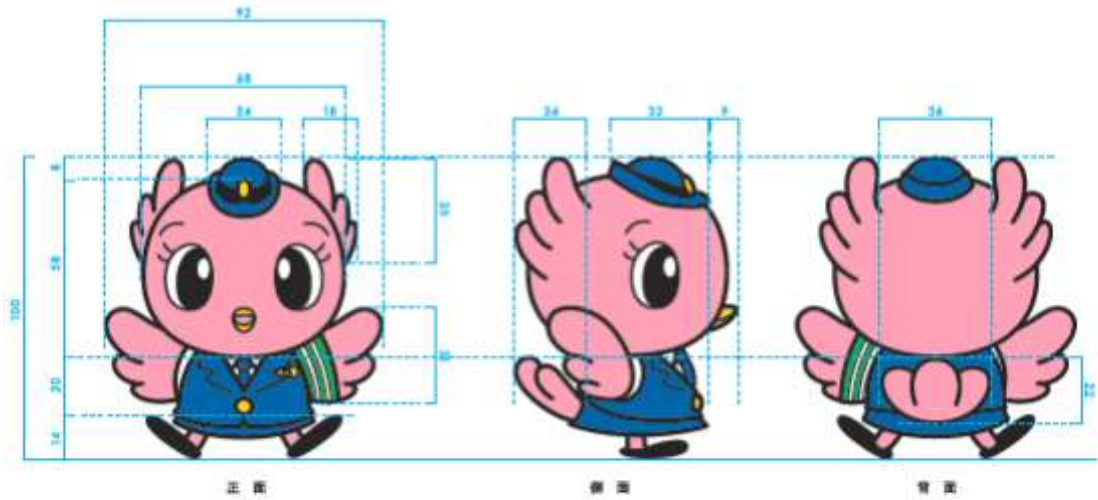
「こひばりちゃん」基本図形



別図 2 の 2

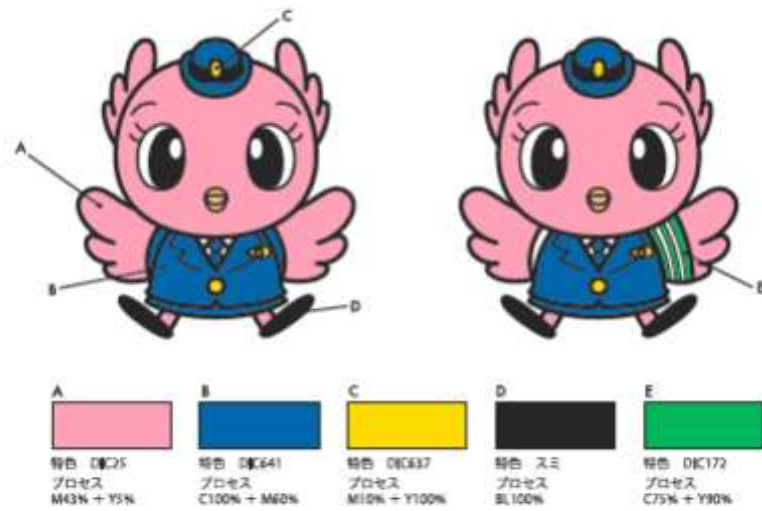
「こひばりちゃん」基本図形(脱章付)

比率 ※数値は身長を100とした場合の比率を表す。



別図 2 の 3

「こひばりちゃん」色調



別図 2 の 4



別図 2 の 5



別図 3

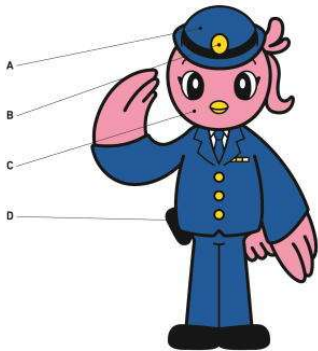
「ヒバリさん」基本図形



敬礼

別図 3 の 2

「ヒバリさん」色調



			
A	B	C	D
DIC641	DIC637	DIC25	スミ
C100 M60 Y0 K0 HEX #005C92	C0 M10 Y100 K0 #FFD200	C0 M49 Y8 K0 #F898B6	C0 M0 Y0 K100

別図 4

「あんこう部長」基本図形

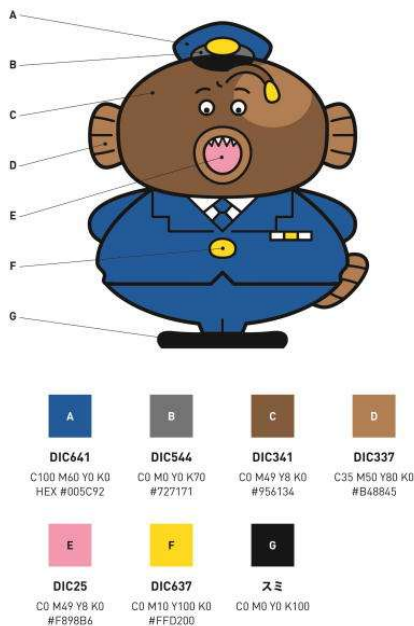


敬礼

01

別図 4 の 2

「あんこう部長」色調



02

別図 5

「こひばりくん」展開図



別図 5 の 2

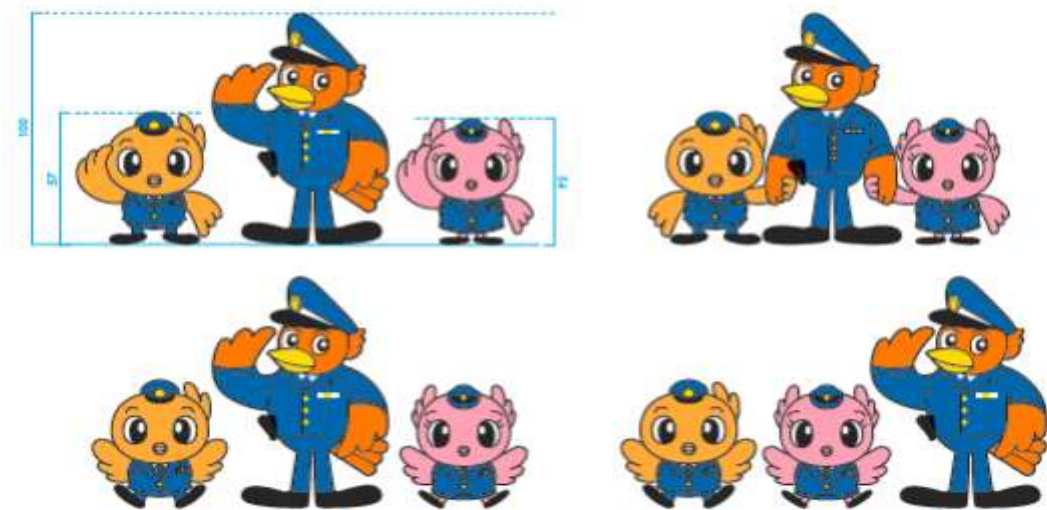
「こひばりちゃん」展開図



別図 5 の 3

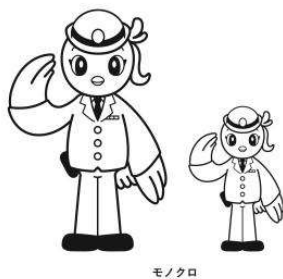
ひばりくんとこひばりくん・こひばりちゃんの組み合わせによる展開図

【注意】※数値はひばりくんの身長を 100 とした場合の比率を表す。



別図 5 の 4

「ヒバリさん」展開図 1



別図 5 の 5

「ヒバリさん」展開図 2



別図 5 の 6

「あんこう部長」展開図 1



別図 5 の 7

「あんこう部長」展開図 2



笑顔 1



笑顔 2



モノクロ

発 第 号
年 月 日

警 務 部 長 殿

所 属 長

所属マスコット申請書

愛 称	
主 旨	
規 格	別添のとおり
作 成 者	
備 考	

別添

発 第 号

年 月 日

所 属 長 殿

警 務 部 長

所属マスコット承認通知書

年 月 日付けの所属マスコットについて、下記のとおり通知する。

記

1 愛称

2 結果

承認・不承認

(※ 不承認の場合は、その理由を付して通知するもの。)

発 第 号
年 月 日

県民安心センター長 殿

所 属 長

サブマスコット等仕様変更申請書

愛 称	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
使 用 内 容	
使 用 期 間	
担 当 者	
備 考	